

育成就労制度：「外部監査人」設置完全義務化の要点

～技能実習からの移行に伴う実務上の変更点と独立性要件～

育成就労制度への移行に伴い、従来の技能実習制度で認められていた「外部役員」の選択肢が廃止され、すべての監理支援機関（現・監理団体）において「外部監査人」の設置が完全義務化されます。2026年4月より施行日前申請が開始されており、実務対応が急務となっています。

1. 外部監査人に求められる「資格・能力」の要件

- **社会保険労務士**（社会保険労務士法人を含む）
- **行政書士**（行政書士法人を含む）
- **弁護士**（弁護士法人を含む）
- その他、育成就労に関する知見を有する者
- **【必須要件】養成講習の修了**：過去3年以内に、主務大臣が告示で定める「外部監査人に対する養成講習」を修了していること（※経過措置あり）。

2. 厳格化された「独立性・中立性」の要件（密接関係者の排除）

身内による形式的な監査を排除するため、以下のいずれかに該当する者は外部監査人に就任できません。

| | |
|---------------------|---|
| 監理支援機関 (組合等) | 現役の役職員、または 過去5年以内 に当該機関の役職員であった者。 |
| 受入れ企業 (特定本邦活動機関) | その機関が支援する受入れ企業の現役・ 過去5年以内 の役職員、およびその配偶者や二親等以内の親族。 |
| 顧問契約との関係 | 受入れ企業（企業側）と顧問契約を締結している士業 は、利益相反となるため、原則としてその企業の監査に関わる外部監査人にはなれません。 |

3. 外部監査人の具体的な職務（実務内容）

- **定期監査（3ヶ月に1回以上）**：監理支援機関の各事業所を往査し、責任役員や監理支援責任者へのヒアリング、管理簿等の帳簿書類確認、設備確認を行い、「外部監査報告書」を作成・提出する。
- **受入れ企業への同行監査（年1回以上）**：監理支援機関が受入れ企業に対して行う監査が適正であるかを検証するため、実際に現場へ同行し監査状況を確認する。

💡 実務上の最重要注意点（スクリーニングの必要性）

監理支援機関（組合側）の顧問社労士や顧問行政書士が、その機関の外部監査人を兼ねることは、独立性を害さない等の要件を満たせば可能です。しかし、「**個々の受入れ企業の顧問**」である場合は**完全にNG**となります。受任にあたっては、関与しているクライアント企業との間で、過去5年以内の役職歴や顧問関係の有無を綿密にチェック（スクリーニング）することが必須です。